



(法令編)  
No. 88  
4月号

町課 三重県度会  
発行 編集 総務

( )をつけておくと便利です。( )

目次

条例

- 度会町報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……(条例第二号)
- 町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例……(条例第四号)
- 度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……(条例第五号)
- 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……(条例第六号)
- 度会町消防団員給与条例の一部を改正する条例……(条例第七号)
- 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例……(条例第八号)
- 度会町特別会計条例の一部を改正する条例……(条例第九号)
- 昭和三十七年度出納閉鎖期(昭和三十八年五月三十一日)における赤字解消特別会計条例を廃止する条例……(条例第十号)
- 度会町区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例……(条例第十一号)
- 度会町課設置条例の一部を改正する条例……(条例第十二号)
- 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例……(条例第十三号)
- 度会町学校給食員の給与に関する条例の一部を改正する条例……(条例第十四号)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……(条例第十五号)
- 度会町職員の特殊勤務手当に関する条例……(条例第十六号)
- 度会町職員給与条例の一部を改正する条例……(条例第十七号)
- 度会町職員給与条例の一部を改正する条例……(条例第十八号)

○度会町条例第三号

度会町報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
度会町報酬および費用弁償等に関する条例(昭和三十六年度会町条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

造林委員	500円	山林委員	800円
固定資産評価審査委員会委員	500円	固定資産評価審査委員会委員	800円
固定資産評価補助員	500円	固定資産評価補助員	800円
議会 議長	10,000円	議会 議長	13,000円に改め
議会 副議長	6,000円	議会 副議長	10,000円
議会 議員	5,000円	議会 議員	8,000円
特別職報酬等審議会委員	600円	特別職報酬等審議会委員	1,000円

同表に次の一項を加える。

別表第二中

保育所嘱託医師	年額 6,000円
一日につき	二五〇円
宿泊料	一夜につき 県内一、五〇〇円
宿泊料	一夜につき 県外二、〇〇〇円
一日につき	四〇〇円
宿泊料	一夜につき 県内二、五〇〇円
宿泊料	一夜につき 県外三、〇〇〇円

附則

- この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 改正後の度会町報酬および費用弁償等に関する条例第三条の規定は、この条例

の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

○度会町条例第四号

町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例の右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡 和一

第一条中

「町長 月額 七二、〇〇〇円 助役 月額 五六、〇〇〇円 収入役 月額 五三、〇〇〇円」を「町長 月額 八万二千元 助役 月額 六万四千元 収入役 月額 六万円」に改める。

別表中

宿泊料 (一夜につき)
県外 二、〇〇〇円
県内 一、五〇〇円

宿泊料 (一夜につき)
県外 三、〇〇〇円
県内 二、五〇〇円

に改める。

附則

- この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 改正後の町長、助役および収入役の給料

○度会町条例第五号

度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡 和一

度会町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する

○度会町条例第六号

度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡 和一

別表中

日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)
甲地方 二〇〇円	甲地方 一、七〇〇円
乙地方 一、四〇〇円	乙地方 一、四〇〇円

日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)
甲地方 三〇〇円	甲地方 二、五〇〇円
乙地方 二、〇〇〇円	乙地方 二、〇〇〇円

に改める。

附則

- この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 改正後の度会町職員の旅費に関する条例

○度会町条例第七号

度会町消防団員給与条例の一部を改正する条例の右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡 和一

第二条中

- 一 団長 年額 七、〇〇〇円
- 二 副団長 年額 五、〇〇〇円
- 三 分団長 年額 三、〇〇〇円
- 四 団員 年額 一、〇〇〇円

を

- 一 団長 年額 一万元
- 二 副団長 年額 七千元
- 三 分団長 年額 五千元
- 四 副分団長 年額 二千元
- 五 班長 年額 千五百円
- 六 団員 年額 千二百円

附則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

○度会町条例第八号

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

度会町国民健康保険税条例(昭和三十八年度会町条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を削り、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第十三条を第十二条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 削除

第三条第一項中「第八条」を「第九条」とし、「山林所得金額の合計額」の次に

「法第三百十四条の二」を加え、「退職所得金額」を削る。

第三条第三項、第九条の二第一項、第十条の二中「一、退職所得金額」を削る。

第九条の三の見出しを「(徴収特別に係る税額の修正の申出等)」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の度会町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年分までの国民健康保険税についてはなお、従前の例による。

○度会町条例第九号

度会町特別会計条例の一部を改正する条例  
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町特別会計条例の一部を改正する条例

度会町特別会計条例(昭和三十九年度会町条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「**県道改良事業特別会計**、**県道改良事業**」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

○度会町条例第十号

昭和三十七年度出納閉鎖期(昭和三十八年五月三十一日)における赤字解消特別会計条例を廃止する条例  
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

昭和三十七年度出納閉鎖期(昭和三十八年五月三十一日)における赤字解消特別会計条例を廃止する条例

昭和三十七年度出納閉鎖期(昭和三十八年五月三十一日)における赤字解消特別会計条例を廃止する条例

昭和三十七年度出納閉鎖期(昭和三十八年五月三十一日)における赤字解消特別会計

計条例(昭和四十一年度会町条例第四十号)は、廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

○度会町条例第十一号

度会町区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例  
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例

度会町区事務費補助に関する条例(昭和三十八年度会町条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

○度会町条例第十二号

度会町課設置条例の一部を改正する条例  
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町課設置条例の一部を改正する条例

度会町課設置条例(昭和四十二年度会町条例第十三号)の一部を次のように改正する

る。

第一条中「民生課」を「住民課」に改める。

第三条第一項中第三十七号から第四十一号までを削り、第四十二号を第三十七号とする。

第五条の見出しを「住民課の事務」に改め、同条中「民生課」を「住民課」に改め、同条第一項第七号の次に次の五号を加える。

十八 戸籍及び住民基本台帳に関する

こと。

十九 印鑑登録に関すること。

二十 印鑑、身分、居住証明に関する

こと。

二十一 人口動態調査に関すること。

二十二 埋火葬許可に関すること。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

○度会町条例第十三号

度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例

度会町国民健康保険条例(昭和三十四年度会町条例第八号)の一部を次のように改正する。

第九条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(育児手当金)

第九条 被保険者が出産した場合においてその出生児を育てたときは、育児手当金として出生の日から起算して引き続き六カ月間育児期間一カ月につき、三百円を支給する。ただしその期間が一カ月に満たないときは、一カ月とする。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

○度会町条例第十四号

度会町学校給食員の給与に関する条例の一部を改正する条例

例

右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜 岡 和 一

度会町学校給食員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第二条第一項中「通勤手当」の次に「、暫定手当」を加え、同条第二項中「扶養手当」の次に「、暫定手当」を加え、同条第三項中「扶養手当」の次に「、暫定手当」を加え、「第十二条」の次に「および度会町職員給与条例の一部を改正する条例(昭和四十三年度会町条例第一号)附則」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年一月一日から適用する。

○度会町条例第十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜 岡 和 一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和四十二年度会町条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「学校薬剤師等」を「学校薬剤師」に改める。

第三条第二項中「認定される」を「認められる」に改める。

第七条中「行ない又は」を「行ない、又は」に改める。

第十二条第三号中「若しくは」を「又は」に改め、同例第三項中「つき次の」を「つき、次の」に改める。

第十三条中「ときは消滅する」を「ときは、消滅する」に改め、同条第六号中「ときを除く。」を「ときを除く。」に改める。

第十四条中「次の場合」を「次に掲げる場合」に改め、同条第三項中「それぞれ当該」を「当該」に改める。

附則第三条第一項中「以内に職員が」を「以内、職員が」に改め、同条第二項各号中「一時金が支給された月の翌月」を「一

時金が支給された月後最初の遺族年金の支払期日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日から適用する。

○度会町条例第十六号

度会町職員の特殊勤務手当に関する条例

右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜 岡 和 一

度会町職員の特殊勤務手当に関する条例

例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第一項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと思われらるるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 滞納整理事務に従事する職員の特殊勤務手当
- 二 伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当

殊勤務手当

(滞納整理事務に従事する職員の特殊勤務手当)

第三条 滞納整理事務に従事する職員の特殊勤務手当は、正規の勤務時間外に滞納整理事務に従事したものに對して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき二百円をこえない範囲内において、規則で定める。

(伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第四条 伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、伝染病防疫に従事する職員が伝染病が発生し、または発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑のある患者の救護若しくは伝染病菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したときまたは伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑のある家畜に對する防疫作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき二百円をこえない範囲内において規則で定める。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行し昭和四十三年一月一日から適用する。
- 2 昭和四十二年十二月三十一日前に給与事由の生じた特殊勤務手当の支給について

ては、なお、従前の例による。  
 3 度会町職員の特殊勤務手当、(昭和三十  
 八年度会町条例第二十五号)は、これ  
 を廃止する。

○度会町条例第十七号

度会町職員給与条例の一部を  
 改正する条例  
 右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜 岡 和 一

度会町職員給与条例の一部を改正する  
 条例

度会町職員給与条例の一部を改正する条  
 例(昭和四十三年度会町条例第一号)の一  
 部を次のように改正する。

附則第十一項を次のように改める。

(暫定手当を基礎とする給与)

11 職員に暫定手当が支給される間、改正  
 後の条例第十五条第二項中「扶養手当の  
 月額」とあるのは「扶養手当の月額およ  
 び暫定手当の月額」と、改正後の条例第  
 十六条第二項中項中「給料の月額」とあ  
 るのは「給料の月額と暫定手当の月額と  
 の合計額」と、「及び扶養手当の月額」  
 とあるのは「、扶養手当の月額および暫  
 定手当の月額」と、改正後の条例第二十  
 一条中「扶養手当の月額」とあるのは「扶  
 養手当の月額および暫定手当の月額」と  
 改正後の条例第二十一条第二項中「扶養  
 手当および」とあるのは「扶養手当、暫  
 定手当および」と、同条第三項中「扶養  
 手当」とあるのは「扶養手当、暫定手

当および」と、同条第四項中「扶養手  
 当」とあるのは「、扶養手当および暫定  
 手当」とそれぞれ読み替えて、これらの  
 規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会町条例第十八号

度会町職員給与条例の一部を  
 改正する条例  
 右公布する。

昭和四十三年三月二十九日

三重県度会町長 浜 岡 和 一

度会町職員給与条例の一部を改正する  
 条例

度会町職員給与条例(昭和三十一年度会  
 町条例第九号)の一部を次のように改正す  
 る。

第二十条中「と扶養手当の月額との合計  
 額」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から  
 施行する。

